～ジェネリック（後発）医薬品について～

ジェネリック（後発）医薬品とは？

お医者さんに処方してもらう医薬品（医療用医薬品）には、新薬（先発医薬品）とジェネリック（後発）医薬品とがあります。ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間（２０～２５年）が過ぎてから厚生労働省の承認をうけて他の製薬メーカーから発売されるお薬の総称です。
新薬と同じ成分、同じ効き目で新薬より低価格（平均すると新薬の約半分）です。しかし全ての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。新薬の約6割にジェネリック医薬品があると言われています。

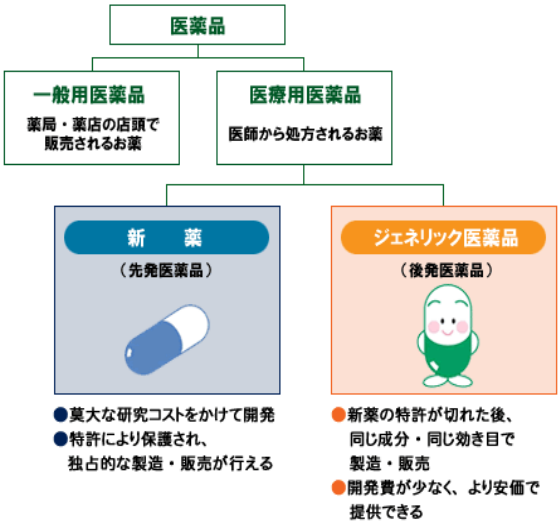

ジェネリック（後発）医薬品の値段

新薬を開発するのに、一般に 10～15 年の研究期間と 150～200 億円にのぼる開発コストを要します。また化合物が発見されてから新薬として承認されるまでの開発成功率は 1/4000 以下ともいわれ、大きなリスクを抱えています。そして、動物実験、臨床試験（治験）などの各試験を経たうえ審査を受ける必要があり承認申請にも多くの資料提出が義務付けられています。このように開発期間と開発コストがかかり、当然、新薬の薬価は高く設定されます。
一方、ジェネリック医薬品は新薬によって安全性及び効果が確かめられていることから臨床試験を省略でき、開発中止というリスクも無いので開発費もかからず安価な値段で販売できます。３～４年の期間と数千万円の開発経費に留まります。ジェネリック医薬品は品質の安定性と先発品との同等性を証明する試験を行い、基準をクリアすれば新薬と同等と評価され、厚労省より製造を承認されます。

今どうしてジェネリック医薬品なの？

患者さんのお薬代負担を軽くし、国の医療費を抑制することができます。

ジェネリック（後発）医薬品の処方

八尾市立病院では平成１８年４月よりジェネリック（後発）医薬品を希望される患者さんは、診察を受けられるとき、医師に「ジェネリック（後発）医薬品を希望します。」とご遠慮なくお申し出ください。
新薬（先発医薬品）をジェネリック（後発）医薬品に変更することができる院外処方せんを発行いたします。
なお、お申し出がありましても、新薬（先発医薬品）に替わるジェネリック（後発）医薬品がない場合や、治療上医師が変更できないと判断することがあります。ご理解とご協力をお願いいたします。